

平成 24 年 12 月 20 日

各 位

株式会社北海道銀行

株式会社桐越様が北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の 優遇措置について認定を受けました

この度、総合特区制度における優遇措置の 1 つである「総合特区支援利子補給金制度」について、株式会社桐越様が内閣府の認定を受けました。

これは、総合特区の指定金融機関である北海道銀行を通して内閣府に申請していた同社様の新事業が総合特区の支援利子補給金制度の対象事業として認められたものであります。

株式会社桐越様は、青果物（加工品・生鮮品）の製造・販売を主業としております。

これまで国産品を中心に青果物の仕入れを行っておりましたが、端境期には一部を輸入品に依存してまいりました。それを現状の倍以上のストックヤードと商品別の鮮度保持技術を活かした工場の新設により国産品の利用を増加させ通年での安定供給を目指したところが、今回の認定理由です。

なお本支援利子補給金は、特定事業の実施に必要な借入を行う場合、0.7%・5年間を限度として金利負担の軽減を受けることができる制度です。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 桐 越	代表取締役 桐越 諭	TEL 011-783-6311
北海道銀行 地域振興・公務部	小笠原	TEL 011-233-1096
法人営業部	千谷	TEL 011-233-1052